

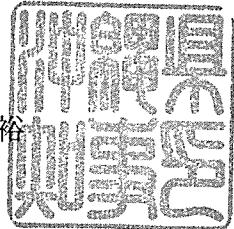
環政第775号
令和元年8月22日

沖縄県知事

玉城 康裕 殿

沖縄県知事

玉城 康裕



平成29年度新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書について

平成30年11月1日付け八土第1432号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第49条第2項において読み替えて準用する同条例第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講じるよう求めます。

平成29年度新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書に対する環境保全措置要求

1 第1ビオトープについて

第1ビオトープについては、植栽樹の生長によりビオトープに緑陰が形成され湿潤な環境となり、オオハナサキガエルの生息・繁殖場所としての機能を有していることが確認されていることから、今後、植栽樹の生長の妨げになるおそれのある遮光ネット、金属支柱や植栽樹用の支柱などの人工物については、撤去すること。なお、撤去の際は、貴重種の踏みつけ、水の濁りの発生などの副次的な影響により、ビオトープの機能や生態系に影響を与えないよう、適切な撤去方法を選定すること。

2 新石垣空港整備事業の取りまとめについて

本審査会の現地調査時に、事業者からこれまで実施してきた調査結果や環境保全措置については、「環境レビュー及び環境保全措置として創出したビオトープ、人工洞、浸透池の管理計画を策定する予定である」との説明があった。本事業では、様々な環境保全措置が講じられており、また、人工洞や浸透池については、継続して維持管理が必要があることから、環境レビュー及び管理計画の策定後は、本事業に携わった関係各機関へ送付するとともに、環境レビューや管理計画に基づき実施した管理の内容等については、ホームページ等で公表すること。